平成２５年（フ）第２号
宮崎県都城市吉尾町904番地２
債務者　高野　義則
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１９１号
宮崎県延岡市昭和町１丁目５番地５
債務者　寺尾　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県伊丹市堀池２丁目５番２―18号、前住所兵庫県伊丹市南野北６丁目２番１－８号
債務者　山口　登弘
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３１０号
徳島県阿波市吉野町柿原１丁目118番地　旭団地112号、旧住所徳島県阿波市市場町大野島字王子前92番地１　大野島西団地４号
債務者　本田　一夫
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
徳島市南佐古三番町３番８―302号
債務者　曽我　真澄（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７２号
徳島県小松島市日開野町字末次35番地の７　コーポ日開野201号室、旧住所徳島県小松島市中田町字東山７番地の２
債務者　中﨑　　博
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
徳島県徳島市住吉２丁目２番26　コーポアステージ301号
債務者　津川　知也
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８９３号
大阪市平野区長吉六反２丁目２番89号　フォーユー平野411号、前住所大阪市平野区平野東３丁目１番３号
債務者　坂本　信義
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０８１号
大阪市此花区四貫島２丁目18番３―405号
債務者　西林　信隆
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５２号
大阪市東淀川区豊里５丁目20番24号　メゾンブランエベール302号
債務者　田中　和也（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０９号
大阪市平野区喜連東５丁目１番55号
債務者　市場　　修
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２８号
大阪府枚方市春日東町２丁目37番34号
債務者　吉岡　知恵（旧姓中道・森）
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５１号
大阪市北区同心２－１－13　ルネ天満1102号、住民票上の住所滋賀県守山市守山３丁目８番１号
債務者　村井　啓剛
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４２号
大阪府枚方市中宮北町１番35―401号
債務者　宮田　道夫
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番４号　ヒラソール恵美須404号
債務者　延原アヤこと　韓　　采仙
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６７号
大阪府門真市小路町３番20―1108号
債務者　永野輝代子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１７号
大阪市東淀川区大道南２丁目16番21号　ノルデンハイム大道502号
債務者　井上　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部